

矯正局作成

令和6年3月13日（水）衆・法務委員会

米山 隆一 議員（立憲）

対法務当局

1問 長野刑務所において、男性被収容者が低体温症で凍死したと報道されている件について、当該被収容者が収容されていた居室の暖房及び寝具の貸与状況はどうであったか、室内の最低気温、最高気温は記録されているのか、また、同様の環境にある他の受刑者の居室はどうだったのか、法務当局に問う。

(答)

- 1 お尋ねの被収容者は、長野刑務所に収容されていた労役場留置者であり、当該被収容者がお亡くなりになったのは、令和5年10月30日であるが、同所においては、当日の10月30日まで収容居室を含めた収容棟の室温を測定していなかった。
- 2 その後、本件事案を受けて、同年11月1日以降、当該被収容者を収容していた居室と、これとは別の居室の室温を測定し、あくまでも推測ではあるが、同所の所在地である長野県須坂市に隣接する長野市の気象庁公表の気温と居室の室温との両方を調査した。
- 3 その結果、長野市の令和5年10月30日の気温は、午前1時が摂氏9.7度、午前6時が同9.3度であり、11月2日の午前1時が同

8. 7度、午前6時が同7度であった。

一方、11月2日の当該被収容者が収容されていた居室の室温を午前6時に計測した結果、同22度であったので、本件事案があった10月30日の同室の室温も、同22度程度はあったと推測される。

なお、別の居室の室温も計測したところ、おおむね同20度前後であった。

4 また、例年、長野刑務所における暖房の使用基準については、室温が20度以下のときに使用を開始することになっているところ、本件同日の居室棟内における室温は、申し上げたように20度以上あったと推測されることから、暖房の使用は行っていなかった。

(参考)

・事案発生日近日の気温及び室温

○ 事案当日（10月30日）

気象庁発表の長野市の気温（須坂市の気温発表はなし。）

午前1時 9.7度 → 居室温度記録なし

午前6時 9.3度 → 居室温度記録なし

○ 同日と近似する日

11月2日

午前1時 8.7度 → 居室23度

午前6時 7.0度 → 居室22度

11月4日

午前1時 10.8度 → 居室23度

午前6時 8.8度 → 居室23度

11月11日

午前1時 9.4度 → 居室20度

午前6時 6.1度 → 居室20度

○ 長野刑務所

収容定員 1,059人（令和5年10月末日）

収容人員 787人（令和5年10月30日）

職員定員 209人（令和5年度）

【更問】 本人は監視カメラ付き居室に収容されていたのであれば、その映像を提出すべきではないか。

(答)

本人は監視カメラ付き居室に収容されていたものと承知している。しかしながら、監視カメラ映像については、死因の特定につながるような状況は記録されていないことはもとより、個人の情報や保安・警備に関する情報が含まれていることから（情報公開法上の不開示情報であることから、）、提出は差し控える。

(対大臣・副大臣・政務官)
令和6年3月13日(水)衆・法務委

矯正局 作成
米山 隆一 議員(立憲)

2問 低体温症と診断された根拠は何か。死後一定の時間が経っていると分かりづらいと思うが、それは低血糖が認められたということか。解剖報告書の提出を求めるが、法務大臣の見解を問う。

- 低体温症と診断された根拠についてお尋ねですが、そもそも低体温症と判断された理由については、承知していないため、本件質問にお答えすることは困難。
- 解剖報告書の提出については、一般論として、司法解剖は捜査機関が捜査活動の一環として行うものであるところ、委員御指摘の事案については、現在、捜査機関において捜査中であると承知していることから、法務省として、(司法解剖の結果をまとめた)解剖報告書の存否やその提出の可否についてお答えすることは困難。

【責任者：矯正局 鈴木矯正医療管理官 内線 [] 携帯 []】

(対大臣・副大臣・政務官)

矯正局 作成

令和6年3月13日(水) 衆・法務委

米山 隆一 議員(立憲)

3問 糖尿病や腎機能障害など、複数の持病があったものの、収容時の医師の診察では、直ちに入院の必要はないとされていたと報道されている。糖尿病や腎機能障害には違いないが、適切な服薬・診療はなされていたのか。食事はとれていたのか。また、診療録の提出を求めるが、法務大臣の見解を問う。

- 個別の被収容者の病状や経過等の子細については、プライバシー保護等の観点から、お答えは差し控える。
- また、一般に、刑事施設においては、被収容者の健康状態に注意を払い、医師による診療や治療薬の処方等、必要な医療措置を講じているものと承知している。
- (その上で、本件に関してお答え可能な範囲で御説明すると) 入所時健康診断や本人からの聞き取りによると、代謝疾患や腎尿路生殖器系の既往が認められたことから、必要な検査を実施したほか、食欲



不振も認められため、医師の指示により経口栄養剤の投与を行うなどしていたものと承知。

- また、当該被収容者の診療録の提出については、診療録そのものが個人に関する情報を内容とし、情報公開請求に対しては不開示情報に該当するとして取り扱っているものであり、診療録の提出については差し控える。
- いずれにせよ、本件については、捜査機関による捜査が行われていると承知しており、矯正当局に対しては、捜査機関の活動に全面的に協力するよう指示している。】

【責任者：矯正局 鈴木矯正医療管理官 内線 [] 携帯 []】